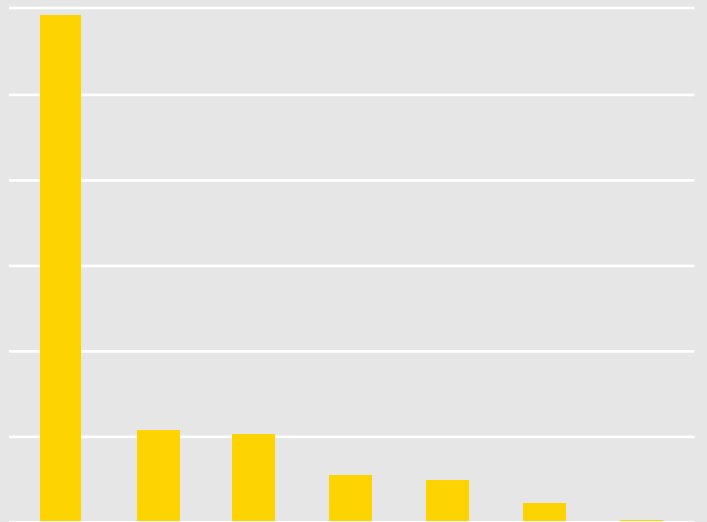
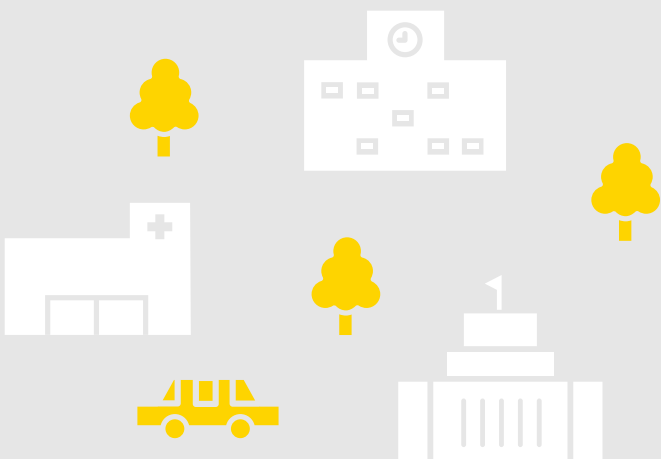


# JAR ANNUAL REPORT 2018.7-2019.6



20<sup>th</sup>  
Anniversary  
Since 1999

## Challenge NEXT 20 Years

次の20年も、難民のために、皆さまとともに。

1999年、小さなオフィスのたった一つの机からはじまった

私たち難民支援協会(JAR)は、2019年7月に設立20周年を迎えました。

これまで6,000名を超える難民を支援することができたのも、

私たちの活動にあたたかな手を差し伸べてくださった支援者の皆さまのおかげです。

20年という時間の中で、時代は変わり、難民を取り巻く環境も変化を続けてきました。

私たちは、その時流に対応しながら、難民を可能な限り支え、社会に対する働きかけも続けてまいりました。

しかし「難民が新たな土地で安心して暮らせるように支え、ともに生きられる社会を実現する」という

私たちの理想には程遠いというのが、残念ながら、現実です。

課題は、まだまだ山積みです。でも、私たちはこれまでもそうしてきたように、

あきらめることなくチャレンジを続けてまいります。

一つひとつの積み重ねが、難民一人ひとりの希望を支え、社会の未来を変えていくと強く信じて。

これからもJARへのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

代表理事 挨拶

認定NPO法人 難民支援協会 代表理事

石川 文子



「そんなことできこないよ」と、団体設立に際して言われたことを思い出します。

大きな後ろ盾があるわけでもなく不安もありましたが、日本に

滞在している難民の方々の苦渋を傍観するにたえず、同じ人間として支援したいという強い思いでスタートしました。

20年間、変わらずに目指してきたのが、一人ひとりの難民に寄り添うこと。自立する力を引き出しながら、脆弱性が高い方には可能な限り支援を提供してきました。難民の方やスタッフの笑顔の何十倍も、難民の方々の涙、怒り、絶望といった苦しい感情を、一人ひとりへの支援のなかで受け止めてきました。難民として認定されず途方に暮れている、まさか日本でホームレスになるとは思わなかった。達成感よりも無力感を感じるの方がはるかに多い20年でした。

しかし、絶望的な状況のなかでも歩みを止めない。それが私たちの続けてきたことです。最後の砦として活動しなくては、という使命感に突き動かされ、20年間で70カ国・6,000人以上の方に支援を届けることができました。

また、直接的な支援だけでなく、この状況を変えていくために、ともに生きる社会をつくることも目指して活動してきました。「難民アシスタント養成講座」の開催は40回に達し、修了生は3,000人を超えようとしています。毎月継続してご寄付をくださる「難民スペシャルサポーター」も1,000人を超えました。多くの企業・団体の皆さまからもご支援をいただき、初めて現在の規模で活動することができます。

東日本大震災の際、被災地へボランティアにいったある難民の方はこう仰いました。

「自分は日本社会の一員で、社会が大変な時に助けるのは当然のこと」。

すでに日本社会のなかにいる、難民の人たちとともに暮らしていくために、私たちはこれからも支援と、社会をつくることの両輪で活動を続けていきます。皆さまのお力添えを引き続き、よろしくお願いいたします。

20<sup>th</sup>  
Anniversary  
Since 1999

20周年特設ウェブサイト [refugee.or.jp/20th/](https://refugee.or.jp/20th/)

支えてくださった皆さまへの感謝の気持ちをこめて、20周年特設ウェブサイトを開設いたしました。これまで支えてきた難民の方のストーリーや、難民支援協会がたどってきた道のりからの20年を振り返ります。ぜひご覧ください。



難民支援協会のこれまで

### 1999 難民支援協会設立

「なかなか難民として認定されることがないまま日本に滞在している難民の苦渋を傍観するにたえず、同じ人間として支援したい」(設立趣旨書より)という想いから、有志が立ち上がり、スタッフ1名、机1つでスタートしました。

### 2001 アメリカ同時多発テロ

テロの影響で、アフガニスタン出身の難民の不当収容が相次ぎ、仮放免に向けて弁護士と奔走しました。

### 2002 北朝鮮難民駆け込み事件

中国・瀋陽の日本総領事館に、北朝鮮からの難民が逃げ込もうとし捕らえられました。日本は難民に冷たいのかという世論が大きく高まり、その後押しを受けて、入管法改正に向けた政策提言を開始しました。

### 2004 入管法改正

「出入国管理及び難民認定法」における難民に関わる規定の一部が改正され、申請期間の制限の廃止、難民参与員制度の導入など、難民認定制度に関する初の法改正が行われました。

### 2009 外務省、難民申請者への保護費支給を打ち切り

リーマンショックに続き、支援も打ち切られ、困窮する難民が急増。他団体と連携して緊急キャンペーンを実施、多くの方からの支援をいただきました。困窮した難民を地域で支援する必要性から、コミュニティ支援を開始しました。

### 2011 東日本大震災で被災地支援を実施

震災後には、被災した難民コミュニティへ支援を行う一方、「被災地のために何かしたい」「現地に行って困っている人を助けたい」という難民の声を受け、難民を含むボランティアを組織、被災地に派遣し瓦礫の撤去などを行いました。

### 2014 年間の難民申請者数が5,000人を超える

シリア内戦の影響で、事務所を訪れるシリアからの難民が目立つようになりました。

### 2017 事務所移転プロジェクト「難民が安心できる空間づくり」

事務所移転に向けたクラウドファンディングを実施し、建築士の協力を得て、十分なスペースがあり音漏れやリラクセスできる環境に配慮した、新しい事務所を実現しました。同年、シリア難民の留学生留學生受け入れ事業を開始しました。

### 2018 難民認定制度における運用の見直し

難民申請者の就労・在留が厳しく制限されることになりました。

そして2019年—

現在は約30名のスタッフが、新たな事務所で、年間約600名、日々訪れる難民の方を支えています。

## JAR'S MISSION

### 難民支援協会(JAR)のミッション

難民が新たな土地で  
安心して暮らせるように支え、  
ともに生きられる社会を実現する。

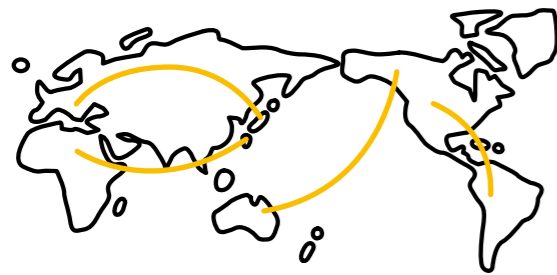
世界には、紛争や人権侵害などで故郷を追われる人がいます。  
「難民」となる前は、仕事や家があり、大切な人たちとの日常がありました。  
難民保護とは、人としての当たり前の日常が回復され、  
一人ひとりが社会に受け入れられることだと、私たちは考えます。

日本に逃れてきた難民が保護されるために、難民保護の専門集団として、  
難民一人ひとりの来日直後から自立に至るまでの道のりに寄り添います。  
そして、難民を受け入れられる社会を目指し、  
個人、地域、企業、政府など、社会を構成する人たちに働きかけます。

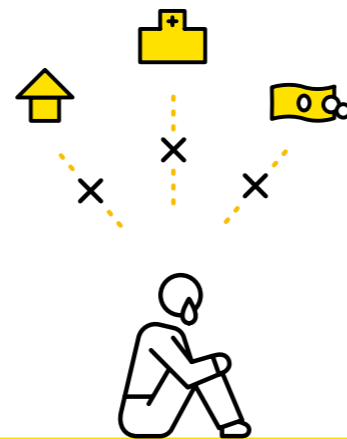
「難民」と「社会」。

私たちは、よりよい難民受け入れを目指し、それぞれに対して向き合っています。

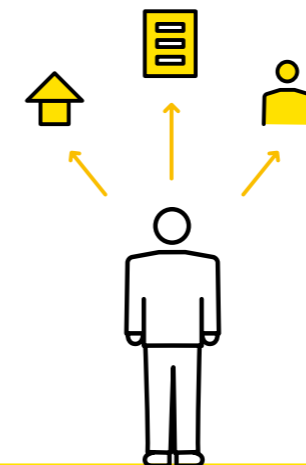
日本にも  
世界各国から逃れてきた  
難民が暮らしています。



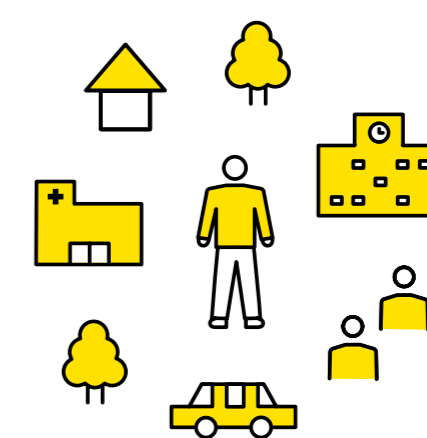
来日直後の難民は、頼れる先が  
何もなく、お金も家も仕事もない、  
厳しい現実と直面します。



家や仕事を見つけて、  
なんとか生活しているものの  
社会で孤立した状態が続いています。



地域社会のなかで  
つながりを持ち、安心して  
暮らせることを目指します。



#### JARの取り組み

来日直後から  
自立に至るまでの道のりに  
寄り添います

現場の経験を生かし  
社会へも働きかけます

法的支援

生活支援

政策提言

就労支援

コミュニティ支援

広報活動

難民を受け入れられる社会へ

# ACHIEVEMENTS OF JAR FY 2018

2018年度の実績 (2018.7.1 - 2019.6.30)



## 62 国

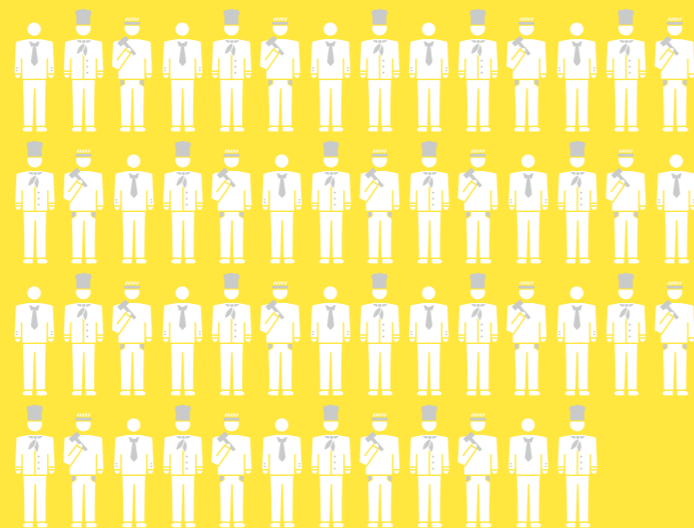
相談を受けた難民の出身地域はアフリカ、南アジア、中東を中心に多岐に渡りました。

→ P.10-13

## 44 社 54 名

就労準備日本語プログラムを継続して実施、多くの修了者が就職につながりました。

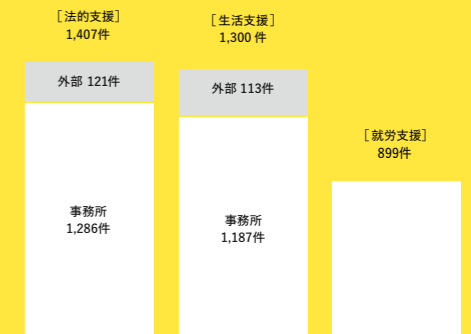
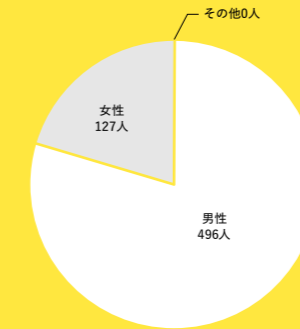
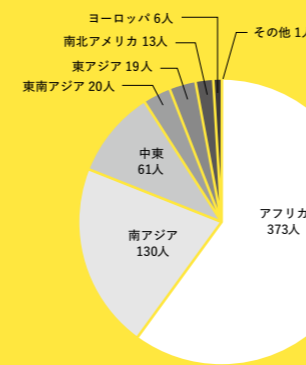
→ P.12



## 62 人

ホームレスの状況にある難民に対してシェルター(宿泊場所)を提供しました。

→ P.11



## 623 人

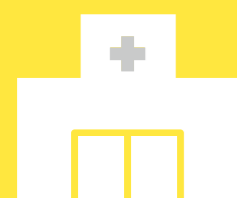
## 3,606 件

難民申請の手続きや日本での生活についてカウンセリングをおこない、個別に支援を提供しました。 → P.10-12



## 63 人

収容所(茨城県牛久・東京都品川・空港関連施設)に留め置かれている難民に面会しました。



## 75 人 201 件

病院との交渉や診療費の支援を通じて、医療につなげました。

→ P.11



[コミュニティ支援]

## 約 1,000 人\*

集住地域における勉強会の開催や災害時の対応など地域社会と難民を橋渡しする、さまざまな取り組みを行いました。

\*各難民、難民コミュニティ、関係機関、地域住民を含む(のべ)

→ P.13





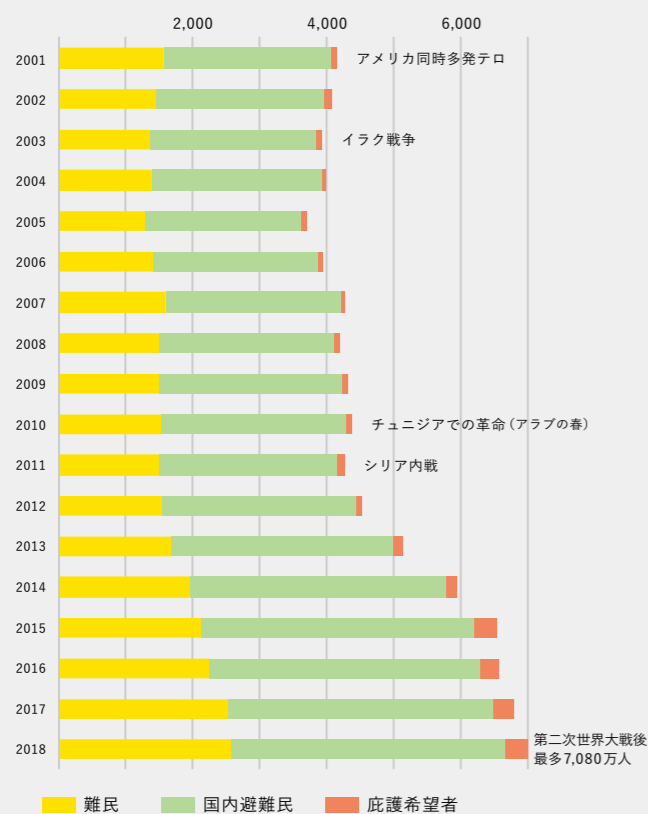
# 世界の動向 GLOBAL TRENDS



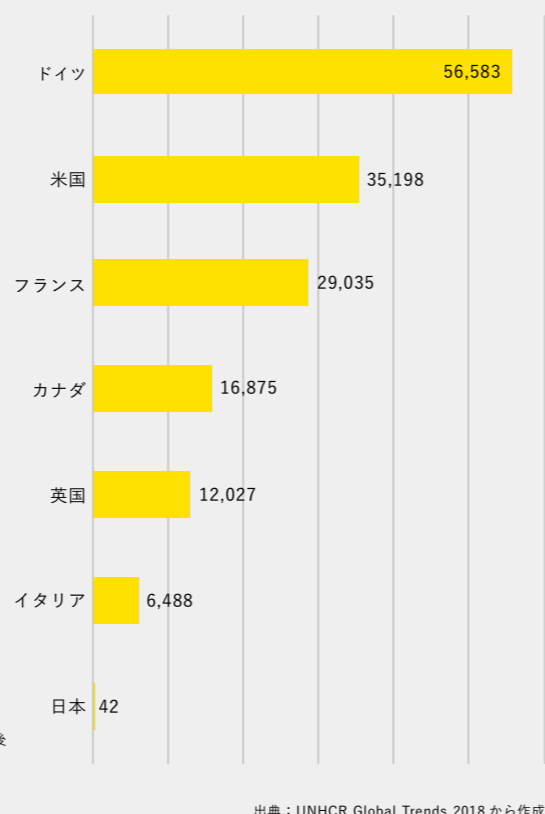
紛争や迫害によって故郷を追われた人は7,080万人にのぼります(2018年末時点)。7年連続で第二次世界大戦以降、最悪の状況を更新し、20年前の倍となりました。その内訳は、安全を求めて国境を越えた難民が2,590万人、国内避難民が4,130万人、難民申請者が350万人です。難民の半数は18歳未満で、逃れる過程で親を亡くすなど一人で生き延びることを余儀なくされている子どもも少なくありません。難民は世界各地で生まれていますが、多い順にシリア、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマー、ソマリア、スーダン、コンゴ民主共和国、中央アフリカ、エリトリア、ブルンジと続き、アフリカ諸国が上位10カ国中7カ国を占めています。ミャンマーからの難民には、2017年に70万人以上が避難を余儀なくされたイスラム系少数民族ロヒンギャが多く含まれています。さらに、2018年からベネズエラの難民が急増しています。避難の長期化も深刻で、5人に4人が5年以上にわたって避難生活を送っています。難民にとって最も望ましいとされる、「平和になった故郷への帰還」が困難ななか、8割の難民は、出身国の周辺国で暮らしており、トルコが最多の370万人を受け入れています。一方、先進国が受け入れている難民の数はわずか16%。第三国定住(一次避難国で十分な保護が受けられないことなどを理由に他国へ行くことを希望する人を、

受け入れに同意した第三国が受け入れる枠組み)においても、昨年140万人の難民が希望したにも関わらず、実際に受け入れられたのは、その7%に満たない約9万人でした。先進国が受け入れ目標を立てるといった対策もとられましたが全く十分ではなく、故郷を追われる人が増え続けるなか、受け入れが低所得国に集中する構造には限界がきています。このような事態を受けて2018年12月、国連総会で「難民に関するグローバル・コンパクト」が採択されました。受け入れの負担と責任を分担する必要があるという各国の認識を形にしたもので、受け入れ国の負担軽減、難民の自立促進や第三国定住の拡充などへの支援を目的としています。これらについて各国が具体的な行動を公約し、4年ごとの閣僚級会議や中間会合を通じて実施状況を評価していくこととなりました。また、国家や国際機関に加えて、難民、受け入れコミュニティ、自治体、市民社会、宗教組織など社会全体で取り組む必要性が明記されています。グローバル・コンパクトに法的拘束力はなく、成果は各国の取り組みに依ることとなり、不十分な点もあります。しかし、181カ国が賛成をしてきた協定であり(アメリカ、ハンガリーが反対票を投じ、3カ国が棄権)、今後の難民問題への対応の基礎となるでしょう。閣僚級会議の第1回は2019年12月に行われる予定です。

全世界で避難を余儀なくされた人の数 [単位]万人



各国の難民認定数(2018年) [単位]人



出典：UNHCR Global Trends 2018 から作成

# 日本の動向 TRENDS IN JAPAN



日本では2018年に10,493人が難民申請をしました。2010年以来、初めての減少です。これは、2018年1月に法務省入国管理局(現出入国在留管理庁)より発表された「難民認定制度の運用の更なる見直し」によって、難民申請者の就労や在留を制限する政策が実施されたことによるものとの指摘がありますが、\*その他の要因も含め、どのような事情で申請が減少したのか検証が必要です。一方、難民認定数は42人と前年よりは多くの人が難民として認定されました。同性愛を理由とする迫害から逃れた人を初めて認定するなど前向きな変化の兆しもみられるものの、依然として厳しい状況です。より適正な手続き基準の導入、国際基準に合わせた認定基準の見直し・公表が求められます。また、難民申請者にとっての命綱である「保護費」の改善も喫緊の課題です。保護費とは、困窮している難民申請者に向けて外務省の予算から支給されている支援金ですが、審査に平均40日かかっており、その間に路上生活に陥る人が絶えません。審査基準が厳格で必要とする人がアクセスできないケースも多くあります。

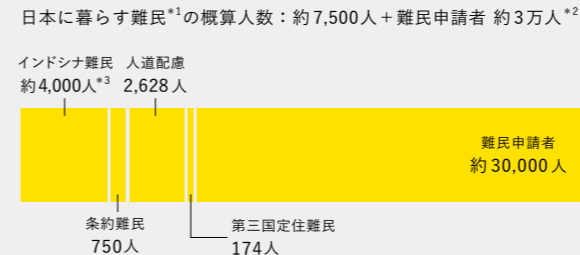
収容についても、引き続き多くの問題が起きています。国際的には、難民申請者の収容は原則すべきではないとされてい

ますが、日本では難民申請者を含めて、在留資格のない人は出入国在留管理庁の施設に収容される可能性があります。空港で庇護を求めた人もほとんどが在留資格を失って収容されています。収容は全国で増加、長期化傾向にあり、著しい体調不良を訴えても適切な治療を受けられないなど医療へのアクセスの問題に加えて、自傷行為やハンガーストライキが絶えず、収容の長期化が被収容者の心身に多大な影響を与えていることが懸念されます。

一方、難民問題の深刻化を背景に実効性のある国際社会による取り組みがいつそう求められるなか、日本政府は2020年度からの第三国定住(世界の動向を参照)による難民の受け入れについて拡大する方針を示しました。政府は2010年に制度を始め、タイ、マレーシアから年間約30人のミャンマー(ビルマ)難民を受け入れてきました。今回、年間の受け入れ数を30人から60人にし、5年後を目途に年間100人程度またはそれ以上への拡大を目指す等の方針が示されました。左記の国連総会におけるグローバル・コンパクトの採択を受け、日本政府には資金提供だけでなく、難民を受け入れていくことが今後ますます求められていくでしょう。

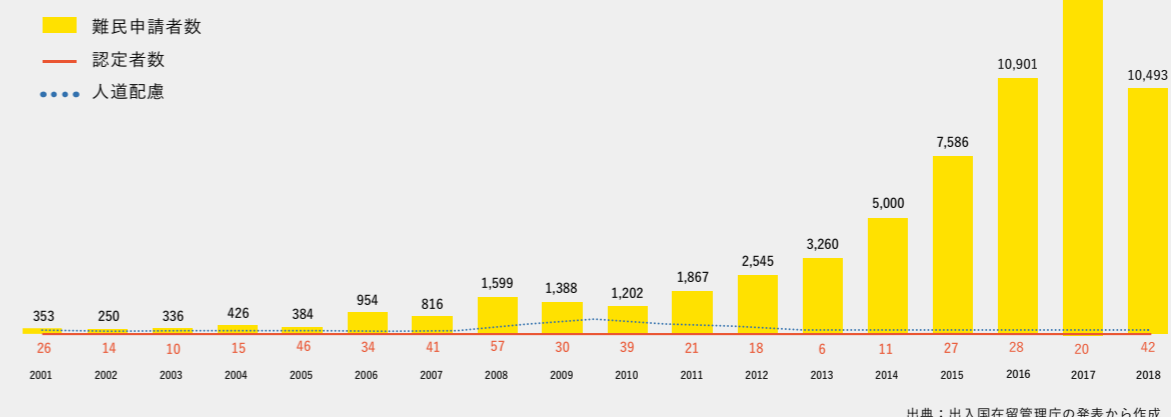
\*法務省「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」(2018年8月31日)

日本に暮らす難民の内訳



\*1 難民申請の結果、人道的な配慮を理由に在留許可を得た人も含む。なお、人道的な配慮は、本国の情勢等を踏まえたものに限らない。  
\*2 難民申請と審査請求の未済合計数  
\*3 来日した1万1千人のうち、半数以上は米国などに出国(備考)在留外国人統計において「難民」という在留資格はなく「難民」の正式な統計は存在しない。認定後に出国した人数も不明である。内訳数字は2018年末時点。出典：難民支援協会推計

日本の難民申請者・認定者数推移



出典：出入国在留管理庁の発表から作成

## 難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が速やかに難民認定を得られるよう支援します。



逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を開拓することに取り組んでいます。

### 事業内容

- ・ 難民条約や申請手続きの情報提供
- ・ 難民認定申請書類の作成サポート
- ・ 収容所にいる難民申請者への面会
- ・ プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

### 協働先

- ・ 弁護士
- ・ 法律事務所
- ・ 通訳、翻訳者 など

事務所での  
相談件数

1,286件

収容施設や法律事務所  
での支援件数

121件

### REPORT 01

#### 難民一人ひとりのニーズに応じた法的カウンセリング実施



JARには、1日平均15人の難民があらゆる相談のために訪れます。来日後で難民申請の方法が分からない人から、20年以上日本に滞在しているものの在留資格を得られていない人まで状況は多岐にわたります。また、2018年1月から難民認定制度の運用が見直され、難民申請者に大きな影響をもたらしました。申請後2ヶ月以内に行われる振り分けの結果が、その後の在留資格や就労資格を左右します。申請者の多くは運用の見直しを知らず、知っていたとしても十分に内容を理解していないことが多いため、カウンセリングで制度について丁寧に説明し、それぞれが置かれている状況を適切に理解できるよう支援しました。

### REPORT 02

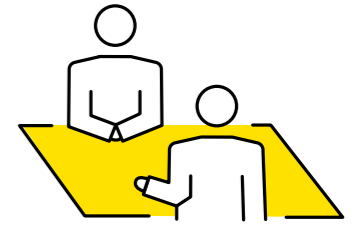
#### 難民認定を得るための出身国情報収集と弁護士連携強化



難民認定を得るには、申請手続きの初動段階から出入国在留管理庁に対して、出身国情報や自らの迫害を裏付ける証拠書類を提出することが重要です。今年度は、JARに相談の多いアフリカ諸国を中心に、申請理由に沿った出身国情報や各国の判例を集めて日本語に翻訳し、出身国情報のパッケージ化を進めました。パッケージにより、難民申請の案件を既に受任している弁護士の負担を軽減し、経験がない弁護士も受任しやすくするためです。また、法曹関係者向けのトレーニングも実施しました。一人でも多くの申請者が弁護士の支援を受けて難民認定を得るべく、弁護士との連携を強化しています。

## 生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、来日後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。



難民申請の結果を待つ期間は平均2年半。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は来日して間もなく、今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実に直面します。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

### 事業内容

- ・ 個別のカウンセリング
- ・ (カウンセリングを通じた) 衣食住の確保、緊急支援金の支給
- ・ 医療機関とのネットワーク拡大
- ・ 難民同士がつながる場の開催
- ・ 生活の基本情報を伝えるオリエンテーションの開催

### 協働先

- ・ 病院
- ・ 自治体
- ・ フードバンク など

事務所での  
相談件数

1,187件

病院同行など  
外部での支援件数

113件

### REPORT 01

#### 来日後の緊急期に最低限の生活を営むことを目指した支援



来日後の難民の多くは、言葉が通じず、助けを求められる知り合いや家族もいないため、非常に困窮します。今晚眠る場所がない、今日食べるものがないなど、人として最低限の生活を営むことができない状態を少しでも回避するため、シェルター(宿泊場所)や食事の提供等を行いました。来日当初は特に出入国在留管理庁や関係機関等に向く必要があるため、限定的ではありますが交通費などの金銭的な支援も実施しました。また難民認定制度の運用の見直しにより、就労許可や国民健康保険に加入できるまでの期間が長くなったため、体調を崩した方には保険に入っていないでも受診できる病院を探して同行し、医療につなげました。

### REPORT 02

#### 難民が日本で生き抜くためのカウンセリング実施



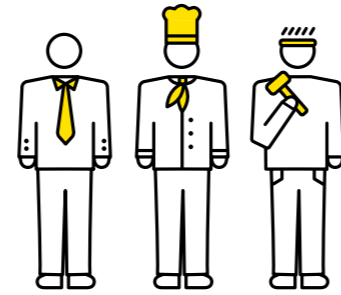
日本で生活するための情報・慣習などを来日当初に知っておきたかったという難民からの要望に応え、難民自身が支援を求められる団体情報、地域でのゴミの出し方、トラブルとなりがちな騒音等の生活慣習、外国人を取り巻く一般事情などをまとめたオリエンテーションを実施しています。難民一人ひとりが抱える生活上の問題をJARが全て解決するというよりも、支援を求められる先を広げ、日本で生き抜く力を引き出すことを大切にしました。日本での在留資格、就労許可の有無、住居環境などの生活状況は一人ひとり異なるため、自らの力で生き抜くことを支えられるような相談支援を行いました。



## 経済的に自立する

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、  
難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。

難民申請中の公的支援が十分でない中で、難民は来日間もない時期から生きるために働く必要に迫られます。同時に、多くの人は、支援に頼ることなく一日でも早い自立を望んでいます。JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。



事業内容	協働先
<ul style="list-style-type: none"> <li>就労準備日本語プログラムの提供</li> <li>企業と難民とのマッチング</li> <li>雇用先の開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業</li> <li>自治体</li> <li>日本語教育関係者 など</li> </ul>



### REPORT 01

#### 3年目を迎えた180時間の 就労準備日本語プログラム



難民認定制度の運用の見直し(2018年1月)によって、「就労準備日本語プログラム」の受講時期や企業とマッチングするタイミングなど、自立に向けたスケジュールはより柔軟性が求められるようになりました。日本語学校では1日3時間・合計60日(180時間)の就労準備日本語プログラムを継続。最初の40日間でひらがな・カタカナを、残りの20日間でマナーや社内によく使う表現なども学びます。このプログラムによって難民と企業双方の不安が和らぎ、就職後の積極的なコミュニケーションと良好な関係づくりに寄与しています。今年度は62人が受講し49人が修了。過去の修了生も含めて54人の就職を実現しました。

### REPORT 02

#### 20業種50社に広がる 企業と難民のマッチング

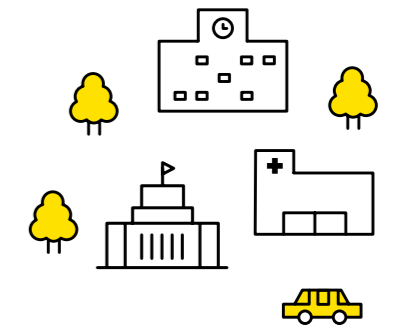


複雑化・多様化する難民のニーズに応えるため、「ジョブフェア」(複数の企業と難民とのマッチングイベント)と、個別就労支援の2軸で進めました。年3回開催したジョブフェアへの参加企業数は2桁を超え、昨年度に未就職だった人と今年度に就職活動中の人に対しては個別に就労支援を行い、20業種50社超で就職が決まりました。過去のジョブフェアを通じて難民の雇用を始め、今年度のプログラム修了生も雇用した企業が7社あります。修了生の働きぶりが評価され、難民雇用の取り組みが進んでいます。なかには、新たに入社する難民を指導する役職に任命される先輩の難民も生まれるなど、企業の期待も高まっています。

## ともに地域社会をつくる

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、  
ともに生きていける関係性を築けるよう支援します。

日本での生活が長い場合でも、地域社会から孤立してしまう難民は少なくありません。JARは、自治体、学校、病院など、地域社会をつくる人びとと難民を橋渡しし、難民が社会の一員として、地域のなかでつながりを持ち、ともに支えあって生きていけるよう支援しています。



事業内容	協働先
<ul style="list-style-type: none"> <li>難民や地域コミュニティのキャパシティ強化</li> <li>地域関係者への働きかけと連携強化</li> <li>難民の孤立解消に向けた取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体</li> <li>医療機関</li> <li>学校</li> <li>地域住民 など</li> </ul>

### REPORT 01

#### 点から面へ、集住地域の多様な 担い手の対応力の可能性を引き出す



コミュニティ支援では、日本社会の多文化への対応力を高め、難民が地域社会の資源につながり、活用できるように働きかけています。今年度は、地域の対応力の向上を目指して、医療、災害、母子保健、子どものケアなど難民の命に関わる分野を中心に勉強会の実施に力を入れ、医療関係者、災害対応従事者、母子保健関係者、子ども支援従事者・関係者、福祉関係者、住民など約1,000名へ知見を共有しました。特に昨年より難民の収容問題が深刻さを増し、母子が地域に取り残される状況が発生していることを受けて、子ども支援団体との連携や協働に力を入れました。

### REPORT 02

#### 被災に備え、難民を含む外国人と 地域へのアプローチ



災害時、難民をはじめ外国人は情報弱者やマイノリティであることで一般の住民に比べて支援が届きにくく、災害関連死の危険性が高まります。しかし、災害における外国人支援のノウハウは十分に浸透しておらず、多様性を配慮した避難所運営が実現しないなど課題は多く顕在しています。そこで、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)をはじめ全国規模で災害支援者を支えるネットワークや、外国人が多く住む地域の担い手とも連携。災害時でも多様性への配慮を意識できるような研修づくりを行いました。また、災害における難民・外国人への配慮・支援についての勉強会の開催にも力を入れました。

STORY  
01 カウンセリングを通じて  
自力で生き抜く力を引き出す

JAR STAFF  
支援事業部 マネージャー  
新島 彩子



カメルーン出身のケビンさんが事務所を訪れたのは夏が始まる少し前のことでした。日本に頼れる家族や知り合いもない彼に、少しでも安心して寝泊まりができる住居環境を届けたいとシェルター(宿泊所)を提供する予定でしたが、当時は満室。公的支援の申請を何度も行い、受給が決定するまでの約2ヶ月間はホームレス状態での生活を余儀なくされました。難民申請中の暮らしは、安定した生活基盤があるわけでもなく就労資格も制限され、強制送還や収容の恐怖と隣り合わせといった不安定な状況に陥ります。母国での危険から逃れても日本の厳しい難民認定制度や慣習の異なる生活に精神的なショックを受けることもしばしばです。私たちが提供できる支援も限定的ななか、彼・彼女らが生き抜けるよう支えるためには、一人ひとりの持つ力を最大限引き出すことが重要になります。2018年度は1,300件の生活支援に関するカウンセリングを実施。医療機関の紹介・同行や軽食や緊急支援金の提供など物理的・経済的な支援を行いながら、一人ひとりと向き合い、日本でどのように自立していけるか一緒に考えました。カウンセリングだけで解決できることばかりではありませんが、「JARの事務所にいる時は、安全で安心。暗い気持ちで事務所に来て、相談を終えたあとの帰り道はポジティブな気持ちになれる」と言ってもらえることも多く、ときに物理的な支援以上の意味があります。ケビンさんは現在、自身の力でアパートを借り、同国出身の知り合いの紹介により自動車関連業界に就職して落ち着いた日々を送っています。月に1回ほど電話でくれる、仕事や日常についての近況報告は私たちも安心する嬉しい知らせです。

STORY  
02 落胆を乗り越え  
日本の職場が第二の家族に

JAR STAFF  
定住支援部  
寺畑 文絵



ジョセフさんはコンゴ民主共和国で政治活動に関わったことから危険が迫り、日本に逃れてきました。母国ではスポーツに関係する専門的な職種に就き、国際的な場で活躍していたため、日本でも同じ仕事を続けたいと希望して、JARの就労準備日本語プログラムに熱心に通っていました。しかし様々な事情からその職種での就職は難しいことがわかったと、一時はたいへん気落ちしてしまい、励まず日々が続きました。気丈なジョセフさんは、生きるために仕事をしなければならないと自分を奮い立たせ、ジョブフェアに参加して地方都市にある製造業の工場に就職を決めました。これまでとは違った分野の仕事に当初は不安を感じていましたが、会社はあたたかく迎え入れてくれ、ジョセフさんは自分の仕事に求められていることを的確に把握して、職場に馴染んでいきました。数か月経った頃には同僚らと業務外の付き合いも増え「日々新しい知識を学べるのは楽しい。なにより、一緒に働く会社の仲間たちがこの会社が大好きな一番の理由。会社は第二の家族」と言い、来日当初はホームレスだったことから、ようやく日本で自分のホームが見つかった、今はとても幸せだと話してくれました。日本での生活は望みどおりに進まないことも多いですが、周囲の支えによって前向きに進むことができれば自分の居場所を見つけることができると彼が教えてくれました。



STORY  
03 被災した難民の方々への支援は  
他の人への支援にもつながる

JAR STAFF  
定住支援部 チームリーダー  
鶴木 由美子



2018年7月、西日本の集中豪雨で甚大な被害を受けた広島県に暮らす難民の方々への支援を行いました。難民に限らず、日本での生活に慣れていない外国人が被災すると、適切な対処方法を知らなかったり、日本語の壁から十分に情報を得られず、危険な状態に陥る可能性があります。被災した地域に難民の方々が集住していたことから、すぐに現地に赴き個別訪問しました。実際に、多くの方は最寄りの避難所を知らず、断水が続かなか水を得られず、熱中症になっている人もいました。宗教的文化的な背景から仮設の公衆風呂に行けず、女性は特に衛生上の問題から膀胱炎になる方もいました。水や女性用のビデなどを配布し、支援を得られる近隣の施設や、災害の基礎知識、熱中症の予防法、緊急時に必要な日本語などを伝えて回りました。被災した難民の方々が必要とする特別な支援の多くは、様々な理由で配慮が必要な他の人々にも求められていることです。公衆風呂に行けないのは外国人だけでなく、性的マイノリティの方や障害のある方で介助者の性別が自らと異なる方などにも当てはまります。こうした事例を元に、被災時に地域で支える取り組みについて勉強会を行い、今年度の聴講者は累計千人を超えました。これからも、難民への直接支援に加えて、災害時でも多様性への配慮を意識できる担い手の育成に尽力していきたいと思えます。

STORY  
04 難民について食べて知る「M4R」  
学内にとどまらない認知啓発に

JAR STAFF  
広報部  
野津 美由紀



日本における難民問題について、より多くの人に関心を持っていただくための認知啓発事業にも力を入れています。日本で暮らす難民の方々の料理を収録したレシピ本『海を渡った故郷の味-Flavours Without Borders』(2013年出版)を学生食堂で展開するプロジェクト「Meal for Refugees(M4R)」は、5年以上に渡って続き、全国の38校で知る機会をつくってきました。また、寄付つきメニューとして販売され、140万円以上の寄付金にもつながっています。M4Rの開催にあわせて展示や講演会を企画する学校や、近隣の飲食店と連携する学校など、学生主体でさまざまな工夫が凝らされています。今年度は南山大学(愛知県)のM4Rとローソンのコラボレーションが実現し、中部地方限定で商品化されました。ネパールのポークカレーと、ミャンマー(ビルマ)のチキンカレーの2種類を一度に楽しめる商品が約3万食販売され、学内にとどまらない認知啓発につながりました。これからも、日本の難民問題に関心を持つ全国の学生とともに、若い世代への認知啓発に取り組んでいきます。

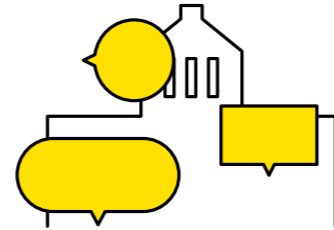




## 難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、国会議員・各省庁・自治体などと地域を中心に NGO や行政と情報を共有し、互いの取り組みから学び合うことで、日本国内外での難民支援・保護制度の改善に取り組みます。



### 事業内容

- ・ 難民保護の制度実現と運用改善に向けたロビー活動
- ・ 各国・地域で活動する NGO・政府との情報交換、関係構築 など

### REPORT 01

#### 難民申請者への保護費の増額を実現



関係団体とともに外務省との協議を通じて、日本政府による難民申請者への保護費<sup>※1</sup>について、2019年4月より1日あたり1,500円から1,600円へ増額を実現しました。また難民申請者を対象とする公の緊急宿泊施設の利用が2015年度は0人でしたが、2017年度は25人、2018年度は21人が利用できる状況<sup>※2</sup>へと改善することができました。難民申請者が安心・安全に日本で暮らすためには、公的な制度による支えが欠かせません。難民申請者に対する日本政府の責任が果たされるように、今後も継続して働きかけを行います。

※1 外務省の委託を受けた難民事業本部 (RHQ) が実施。2018年度は審査基準を満たした324人に対して支給。

※2 緊急宿泊施設の利用に関する年度は4月～3月。

### REPORT 02

#### マスメディアとの連携を通じて政策を変える



JARでは全国難民弁護団連絡会議と共催で、マスメディアとの意見交換の場を定期的に設けています。法務省による前年の難民認定数の発表前に開催した記者懇談会では、難民申請者の減少に対するJARの見解や、2018年1月の法務省入国管理局による「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直し」が引き起こした難民申請者の生活の変化について伝え、メディアでの掲載につながりました。また、「難民に関するグローバル・コンパクト」についての報道の活性化を目指して、採択の前に難民研究フォーラムと共催で研究会を開催。その他、個別にメディアへ情報を共有し、政策に関する課題の提起や政策変更を求める発信を継続的に行っています。

## 難民受け入れの潮流をつくる

難民を受け入れられる社会を目指し、理解と共感の輪を広げます。

日本にも難民が逃れてきていることは、まだ十分に知られていません。難民が日本で直面する課題だけでなく、私たちと同じように「食べたり、寝たり、働いたりする」日々の暮らしがあることを多くの方に知ってほしい。難民のために難民とともに、さまざまな機会を通して伝え、共感の輪を広げています。



### 事業内容

- ・ ウェブサイト、マスメディア等を通じた発信
- ・ イベント、講座の開催
- ・ 難民を伝えるキャンペーンの実施 など

### REPORT 01

#### 多様なメディアを通じて日本で暮らす難民への認知を広げる



© 安田菜津紀

日本の難民受け入れに対する認知が十分ではないなか、濫用・誤用的な難民申請についてなど断片的な報道も多く、日本で暮らす難民への適切な理解は依然として課題です。一人ひとりの姿や、日本の制度の課題を広く伝えるため、影響力のある媒体からの取材に応じています。今年度は、テレビや雑誌、全国紙に加えて、朝日新聞社の言論サイト「論座」におけるフォトジャーナリストの安田菜津紀さんの連載「記憶を宿す故郷の味-日本で生きる難民の人々」に協力するなど、さまざまな切り口で計41件のマスメディア掲載を実現しました。また、ウェブサイト、SNS、メールマガジンを利用して団体独自の情報発信にも積極的に取り組んでいます。例えば、政策に対する見解の発信や、SNSで話題となり情報が錯綜した際に、迅速かつ正確な情報提供を行いました。

### REPORT 02

#### 『ニッポン複雑紀行』で引き続き日本の移民事情を発信

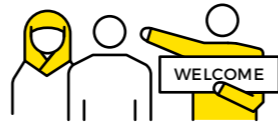


© 田川基成

移民・外国人労働者の受け入れ拡大に世論の注目が集まっていることを受け、前年度に立ち上げたウェブマガジン『ニッポン複雑紀行』を継続。難民受け入れにも重要な視点を伝えていきます。外国につながる市井の人々の人生を描きながら、日本社会が単一ではなく「複雑」であることを直視してこなかったことにより生まれているさまざまな課題を取り上げました。各記事がインターネット上で話題となり、大きな反響をいただいています。運営費用を募った際には、250人以上の読者に応援いただきました。

[今年度、反響の大きかった記事]

- ・ 「日本人」とは何か? 「ハーフ」たちの目に映る日本社会と人種差別の実際
- ・ 酒の席での説教から「日本人だねえ」という謎の褒めまで。外国人社員の目に映る「日本の職場」の不条理な現実
- ・ 自分は何者なんだろう。「非正規滞在」を経て、私は日本で看護師になった



## 新たな形の難民受け入れを開拓する

民間主導による難民受け入れを通じて、より積極的な難民受け入れを呼びかけます。

シリアは2011年に内戦が始まって以来、難民となる人が最も多い国で、約1,320万人が国内外に避難を強いられています。シリア事業では、高等教育の機会が限定的、もしくは中断せざるを得なかった若者を民間主導で日本に受け入れ、難民受け入れの新たな形とその可能性を示すと同時に、より積極的な受け入れを日本政府と社会へ呼びかけます。また、政府によるシリア人留学生受け入れ事業の一部を受託しています。

### REPORT 民間主導による新しい難民受け入れを広げる

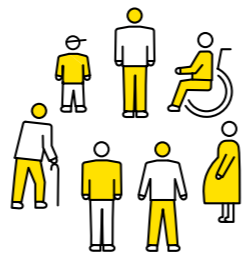


薬局にてインターン経験を積む  
沖縄在住のシリア難民留学生

民間主導での難民受け入れ事業は3年目を迎え、首都圏・関西・沖縄の各日本語学校、大学機関でのシリア難民の受け入れは合計17名となりました。初年度に来日した1期生は日本語学校を卒業し、3名が大学、2名が専門学校に進学。2期生の2名が学ぶ沖縄では、地元で根差した受け入れが進んでいます。難民の留学生を受け入れる大学とシンポジウムを2回共催し、当事業での経験と課題を共有しました。留学等による「補完的な受け入れ」を難民受け入れの一つの道筋として位置づける国際的な潮流もあり、今後も民間での取り組みを示し、日本社会に浸透させていきます。

## 人道支援 HUMANITARIAN ASSISTANCE

## 支援が行き届く仕組みをつくる



だれもが支援から取り残されない仕組み作りを通じて、災害への備えに取り組みます。

母国を追われ、日本社会のセーフティネットからも抜け落ちてしまう難民を支援するなかで、JARが常に意識してきたのは「支援の行き届きづらい人を、どう支援するか」という視点です。これまでの経験の蓄積を活かして、人道支援の分野で事業を行っています。

- 事業内容**
- ・脆弱性の高い人々が取り残されない災害対応の仕組みづくり
  - ・被災地における多様性に着目した支援の実施 など

### REPORT 災害時に難民を含む外国人や支援を必要とする人が保護されるために



災害時には官民の垣根を越えて多くの関係者が連携して支援が提供されますが、必要な人に適切な援助が届くためには、最低限の基準の理解が重要です。JARは難民支援の経験を生かし、「支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク(JQAN)」に参加し、援助の国際基準であるスフィアハンドブック2018の日本語訳に関わりました。JARが翻訳を行なった2011年版から工夫が凝らされ、国内の災害現場でも使いやすい内容となりました。また、実際の支援の現場での多様な人々の保護が実現するよう、「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)」などの場にも参加しています。

## メディア掲載実績一覧 MEDIA COVERAGE

難民問題を取り上げたい記者からの取材に応えたほか、JARからも企画提案を行い、年間で41件のメディア掲載が実現。影響力を増しているインターネットメディアにも多数掲載されました。

(抜粋)



新聞  
NEWSPAPER

2018	8.31	Refugee applications plunge 35% in six months with tougher screening process / The Japan Times
	10.30	「一番行きたい場所だった」 難民留学生、日本での日々 / 朝日新聞
2019	1	[寄稿]「難民グローバルコンパクト採択：国内の難民保護にも反映を」 / ※複数紙掲載（秋田さきがけ、佐賀新聞、徳島新聞、静岡新聞、北海道新聞、神奈川新聞）
	3.28	「難民認定、不十分」支援団体など懸念 法務省の判断、覆す事例も / 朝日新聞
	5.10	東京アンブレラ基金 路頭に迷う人、ない街に 宿泊費工面へ、8団体が寄付呼び掛け / 毎日新聞



雑誌  
MAGAZINE

2018	7.10	本来、難民問題と人手不足問題はまったく別のものなんです / 熱風7月号
	8.1	日本社会に暮らす多様な難民の声を聞きたい / THE BIG ISSUE JAPAN 340号



テレビ  
TV

2018	7.4	外国人とニッポン 第2回「故郷を追われて 難民はいま」 / NHK「ハートネットTV」
	8.2	急増する「難民申請」制度見直しで"難民"は / NHK「ニュースウォッチ9」
	11.2	シリア難民 留学生としての受け入れ / NHK「おはよう日本」
2019	5.23	フューチャーランナーズ / フジテレビ



ラジオ  
RADIO

2019	1.2	JAM THE WORLD NEW YEAR SPECIAL / J-WAVE
------	-----	-----------------------------------------



ウェブメディア  
WEB MEDIA

2019	2.9~	[連載] 記憶を宿す故郷の味—日本で生きる難民の人々— / 論座
	3.27	2018年の難民認定も申請の1%に届かず 支援団体は「不十分」 / Buzz Feed News
	5.27	Japan: 99 percent of asylum seekers rejected / Deutsche Welle
	6.20	難民 "収容されても「帰れない」" その意味を考えたことがありますか? / HUFF POST



## 支援者の声 SUPPORTER'S VOICE

### SUPPORTER'S VOICE : 01



難民スペシャルサポーター  
ロッキー・トーマスさん

私の祖母は1938年にドイツで起きた「水晶の夜」という反ユダヤ主義の暴動の後にドイツからイギリスへ逃げ、難民となりました。戦時中のイギリスで祖母は色々な悩みを抱え、苦しみを経験しましたが、民間の団体から支援を受けることができました。そして現在、日本在住の私はJARの活動を知り、応援したいと思うようになりました。仕事や家族で忙しく、私にできる支援は限られますが、無いよりもましです。将来は日本の難民問題の困難さについて、社会に伝えたいと思います。

### SUPPORTER'S VOICE : 02



難民スペシャルサポーター  
宗像 真奈さん

親として、困っている方に心から寄り添い助け合うことのできる社会を、これからの生きる子どもたちと一緒に作っていきたく願っています。二人の娘はお手伝いをして貯めたお金をJARに募金し、夫は専門分野を生かしたボランティア活動としてのプロボノで、JAR設立20周年に寄せたコピーライティングのお手伝いをさせていただきました。私自身は、せめてものという想いで難民スペシャルサポーターをしております。この国に保護を求めているらっしゃった難民の方々のために尽力しているJARの活動を、これからも家族みんなで応援していきます。

### SUPPORTER'S VOICE : 03



難民スペシャルサポーター  
/ボランティア  
山口 憲明さん

カナダに赴任の際、ベトナムから流れてきたポートビープルを多く受け入れていたことに感銘を受け、難民支援に関心を持ちました。わずか100年前に多くの移民を南米に送り出した日本は、大変な苦労がありながらも、その後、日系人として各国で活躍するに至った歴史があります。豊かになった日本が、世界で助けを必要とする人に手を差し伸べる役割は大きく、少子化や人手不足の時代の中で、難民の方々を迎え入れる姿勢こそ日本人自身の国際化につながると考えています。今後も、難民支援活動として語学や他の面でもお役に立てればと思います。

## JAR スタッフ JAR STAFF



毎月のご支援が  
難民の命と未来を支えます

難民スペシャル  
サポーター

1,500円あれば

難民申請手続きの  
ための交通費を  
支払えます



3,000円あれば

路上生活に耐えている  
難民が宿で一泊  
休むことができます



5,000円あれば

成田空港に向き  
留め置かれた難民に  
面会できます



お申込みはこちら



WEBにて [www.refugee.or.jp/nss](http://www.refugee.or.jp/nss)



03-5379-6001 [広報部]

皆さまからのご寄付は、寄付金控除の対象となります。

## 企業・団体からのご協力 SUPPORT FROM COMPANIES AND ORGANIZATIONS

### パートナー

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

### 寄付

アシャースト法律事務所外国法共同事業

株式会社アップルツリーファクトリー

カトリック幼きイエス会(ニコラ・パレ)

カリタス幼稚園

宗教法人孝道山本仏殿

ゴールドマン・サックス証券株式会社

医療法人社団紺整会

株式会社システムサイト

新日本管財株式会社 互助会

学校法人 信望愛学園 周南小さき花幼稚園

真如苑

スミス・インターナショナル・ジャパン株式会社

世界宗教者平和会議日本委員会

チャリティテニスオープン2018

TMI総合法律事務所

東京チャリティカップ2018

徳山カトリック教会

株式会社トラベルデータ

株式会社BISHOP MUSIC

ブルームバーグ エル・ピー

公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団

明治大学 MIFO

UBSグループ(UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店、UBS  
アセット・マネジメント株式会社)

ユーロモニターインターナショナル

浄土宗 林海庵

### プロボノ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

オリック・ヘリントン・アンド・サトリフ外国法事務弁護士事務所 オリック  
東京法律事務所・外国法共同事業

株式会社カラーコード

ゴールドマン・サックス証券株式会社

surmometer inc.

TMI総合法律事務所

ディーエルエイ・バイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

パークレイズ証券株式会社

ビルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ビットマン法律事務所(外国法共同事業)

フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所(外国法共同事業)

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業

ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所・ホワイト&ケース法律事務所  
(外国法共同事業)

ホワイトノート株式会社

モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所  
(外国法共同事業事務所)

森・濱田松本法律事務所

株式会社LIFE.14

ロース&グレー外国法事務弁護士事務所

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

### 物品・サービス協力等

花王株式会社

国際協力人材育成プログラム(明治大学・立教大学・国際大学)

Sansan株式会社

セカンドハーベスト・ジャパン

合資会社大家族

株式会社PR TIMES

株式会社ファーストリテイリング

末日聖徒イエス・キリスト教会

株式会社リアルバスコペーカリーズ

※プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。

専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

※紙面の都合上10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

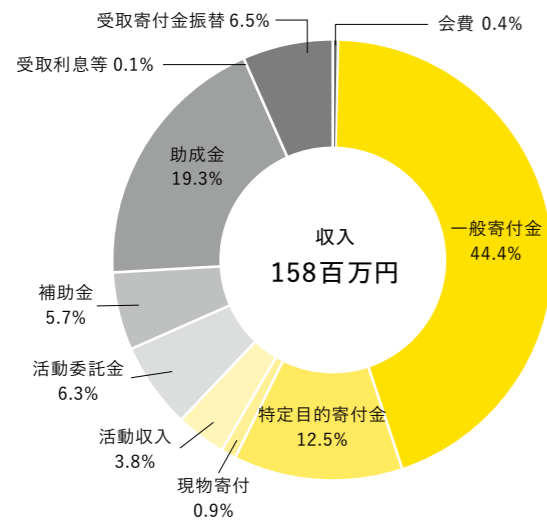
※犬養道子基金について：

これまで長年当会をご支援いただいておりますが、2018年1月に当会にて基金を引き継がせていただきました。上記一覧には、犬養道子基金にご寄付いただいた団体も含まれております。



# 会計 ACCOUNTING

## 収入の部

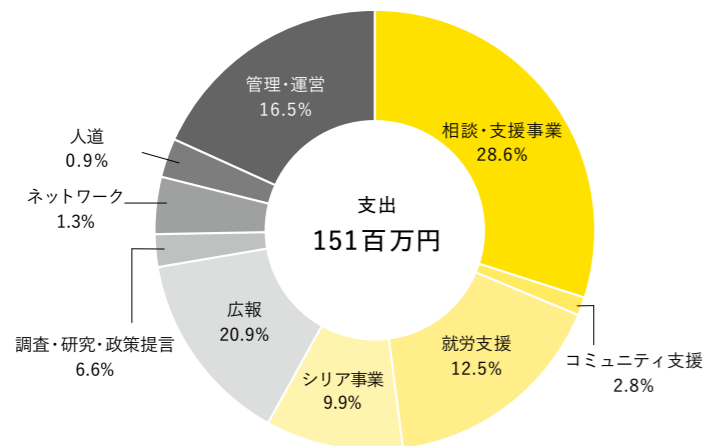


収入	単位 (円)	構成
会費	702,000	0.4%
一般寄付金	70,411,871	44.4%
特定目的寄付金	19,809,701	12.5%
現物寄付	1,503,927	0.9%
活動収入	5,950,183	3.8%
活動委託金	9,969,872	6.3%
補助金	9,063,718	5.7%
助成金	30,665,000	19.3%
受取利息等	182,290	0.1%
受取寄付金振替*	10,229,900	6.5%
合計	158,488,462	100%

\* 指定正味財産からの振替

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度に8,000万円の遺贈をいただき、指定正味財産としています。

## 支出の部



支出	単位 (円)	構成
相談・支援事業	43,371,429	28.6%
コミュニティ支援	4,204,525	2.8%
就労支援	18,927,740	12.5%
シリア事業	15,052,212	9.9%
広報	31,740,028	20.9%
調査・研究・政策提言	10,010,736	6.6%
ネットワーク	1,969,057	1.3%
人道	1,362,512	0.9%
管理・運営	24,959,130	16.5%
合計	151,597,369	100%

相談・支援事業	事務所や外部における難民への情報提供や困窮した難民への生活費の支給
コミュニティ支援	難民とコミュニティの社会統合への支援
就労支援	難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
シリア事業	シリア難民の受け入れ事業
広報	難民支援に関する機関誌の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じての広報
調査・研究・政策提言	難民保護に関する調査、研究及び政策提言
ネットワーク	関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経緯交流と事業実態における協力
人道	国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援
管理・運営	事務所維持等の運営費

## 【独立監査人の監査報告書抜粋】

監査意見  
当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る機関の収支、正味財産増減及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

\*2018年度の活動計算書、貸借対照表および財産目録等

監査法人 M M P G エー マ ッ ク

2019年8月29日

代表社員 公認会計士 戎井重樹  
業務執行社員



# 団体概要 ORGANIZATION OVERVIEW

2019年9月末現在

正式名称	特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名	Japan Association for Refugees
所在地	〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事	石川 えり
設立	1999年7月17日
法人格取得	1999年11月16日
認定NPO法人取得	2014年12月18日(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ	26名(非専従職員を含む) 産育休中のスタッフは除く

## 役員一覧 (五十音順)

代表理事	石川 えり	難民支援協会事務局員
副代表理事	中村 義幸	大学教員
	藤本 俊明	大学教員
理事	井内 撰男	会社役員
	石井 宏明	難民支援協会事務局員
	大江 修子	弁護士
	柴崎 敏男	会社顧問
	関 聡介	弁護士
	滝本 哲也	団体職員
	筒井 志保	団体職員
	新島 彩子	難民支援協会事務局員
	畠 健太郎	団体職員
	吉山 昌	難民支援協会事務局員
監事	野村 彰男	団体役員
	渡邊 賢	弁護士
顧問	新垣 修	大学教員
	市川 正司	弁護士
	鈴木 雅子	弁護士
	永峰 好美	ジャーナリスト
	森 恭子	大学教員、社会福祉士
	森谷 康文	大学教員、精神保健福祉士

## 組織図

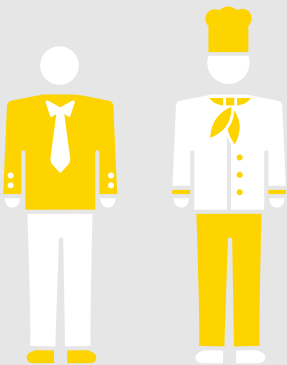
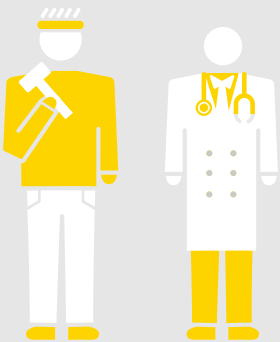
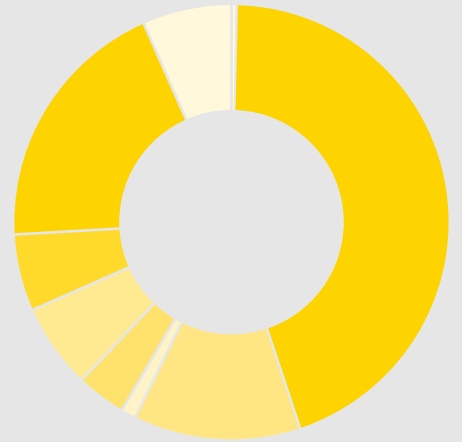
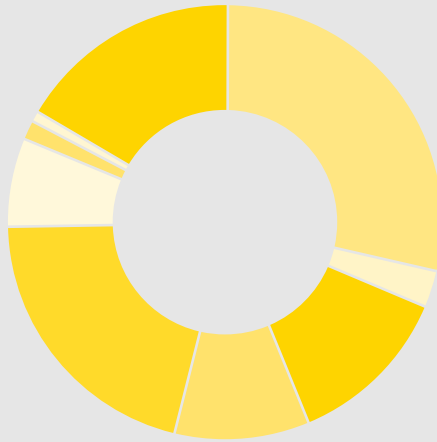
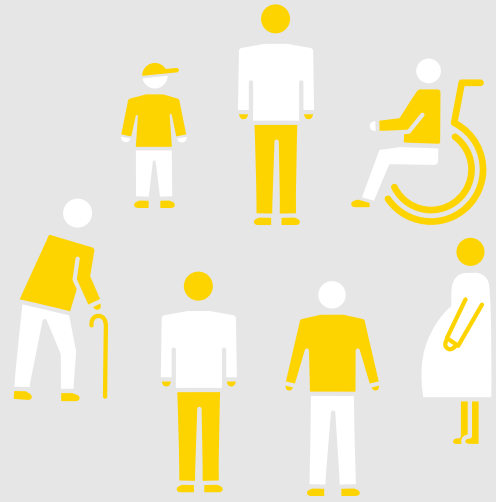


## 参加しているネットワーク

- ・Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NGO安全管理イニシアティブ(JaNISS)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- ・支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク(J-QAN)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・ジャパン・プラットフォーム(JPF)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・防災・減災日本CSOネットワーク(JCC-DRR)
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

\*難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のパートナーです。また、国連経済社会理事会 (ECOSOC) から、特別協議資格団体 (Special Consultative Status) として認められています。

受賞歴 (抜粋)	受賞年	受賞内容
	2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞 (東京弁護士会)
	2009年 8月	第21回毎日国際交流賞 (毎日新聞社)
	2013年 1月	2012年度地球市民賞 (国際交流基金)
	2013年12月	エクセレントNPO大賞 (「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
	2016年10月	第8回沖縄平和賞 (沖縄県)
	2019年 7月	第52回社会貢献者表彰 (社会貢献支援財団)



認定NPO法人 Japan Association for Refugees  
**難民支援協会**

TEL : 03-5379-6001 MAIL : info@refugee.or.jp

難民専用フリーダイヤル : 0120-477-472

www.refugee.or.jp

